令和３年度大阪府相談支援従事者現任研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け（指定番号３）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

なお、令和2年度より研修カリキュラムの変更に伴い、研修日が3日から4日（演習2日→３日）となり研修期間内に実施していただくインターバル（課題実習）が設けられました。

１　目　的

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的とします。

２　定　員　　１９２名程度

３　受講対象者

以下の⑴と⑵の要件を満たす方

（１）初任者研修終了後、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者、あるいは従事しようとする者で一定の実務経験を有する者。

具体的には、初回の現任研修では、過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること、２回目以降の現任研修では、過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること 又は現に相談支援業務に従事していることが研修の受講要件です。

ただし、経過措置として、旧カリキュラム受講者の初回受講時については、上記の要件は求めません。

（注）旧カリキュラム受講者とは、令和２年４月１日前５年間において、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修（※）又は相談支援従事者初任者研修を修了した方です。

（※）主任相談支援専門員研修を修了した場合は、現任研修を修了したものとみなされます。

（２）相談支援従事者初任者研修（５日課程・７日課程）あるいは障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の１日課程（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目）（以下「初任者研修等」という）を修了した年度の翌年度を初年度として以降の５年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする方。

相談支援従事者初任者研修等の修了年度から５年度を過ぎて相談支援従事者現任研修を修了しなかった方は受講できません。

※受講資格については、**別紙①「相談支援従事者研修受講のイメージ」**を参考に、**別紙②「相談支援従事者現任研修 受講年度の確認票」**にてチェックをしてください。

※演習では、**受講者ご自身の実事例（以下、「事前課題」という）を用いて演習を行います。**またインターバル期間中、実習課題に取り組んでいただきますので、**事前課題を提出できること**、かつ**実習課題が提出できること**を前提としてお申し込みください。

事前課題ならびに実習課題が提出できない場合は、**以降の研修は受講できず修了となりません。**

４　日時と会場　（内容：講義１日、演習３日）

課　程		相談支援従事者現任研修			
１日目	講義	講義映像をWeb配信　(配信期間：６月２２日～２７日までの6日間)			
２日目	演習	A日程 令和３年６月２８日（月） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	B日程 令和３年６月２９日（火） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	C日程 令和３年６月３０日（水） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	D日程 令和３年7月1日（木） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101
		インターバル１（課題実習）			
３日目	演習	A日程 令和３年８月２日（月） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	B日程 令和３年８月３日（火） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	C日程 令和３年８月１０日（火） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	D日程 令和３年８月１１日（水） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101
		インターバル２（課題実習）			
４日目	演習	A日程 令和３年９月６日（月） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	B日程 令和３年９月７日（火） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	C日程 令和３年９月８日（水） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101	D日程 令和３年９月９日（木） ９：３０～１７：００ 天満研修センター101

※１　講義については期間限定で講義映像をWeb配信しますので、視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。（視聴後に講義レポートを作成し、演習初日に提出していただきます）
Web配信方法等の詳細については、受講決定者にテキストと一緒に送付します。

※２　演習日程は受講決定時に連絡いたします。（日程の指定はできません）

※３　実施時間は予定です。プログラム等によって開始・終了時間が変更になる場合があります。

（演習会場）　演習A～D日程　天満研修センター　101号室
大阪市北区錦町２－２１
【JR環状線　天満駅　徒歩約３分】
【地下鉄堺筋線　扇町駅　徒歩約５分】

５　申込方法および受講決定通知について

①　**「受講申込書及び推薦書」**に必要事項を記入。

※　記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。

⇩

②　**「応募必要書類確認書」**で必要書類を確認し、下記【申込先】へ**郵送する。**

- **返信用封筒（長形3号 84円切手貼付）**
- **「相談支援従事者初任者研修の修了証書の写し」と直近の「相談支援従事者現任研修の修了証書の写し」**

※　障害者ケアマネジメント従事者養成研修の修了証書の写しは不要です

⇩

③　受講決定者　⇒**「受講決定通知」**、**「振込依頼書」**
受講不可の方　⇒**「受講決定不可通知」**を、それぞれ返信用封筒で送付します。

※　受講の可否については５月２１日（金）頃に発送予定です。５月２５日（火）までに通知が届かない場合は、研修事務局にお問い合わせください。

④　受講手続き完了後に、「講義・演習テキスト」「Web配信方法等の詳細」について資料を送付します。

【申込先】　〒546-0033
大阪市東住吉区南田辺１丁目９番２８号　大阪市立早川福祉会館内
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
（研修事務局）大阪市障がい者相談支援研修センター

締め切り：令和３年4月２８日（水）まで　当日消印有効（※1）

※１　4月２８日（水）までの消印で研修事務局に届いた申込書類のみ受け付けます。
※２　**直接持参された申込書類およびFAXやメールでの申込については一切受付いたしません。**
※３　提出書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

６　受講費用　３７，０００円（税込）

※「振込先」「振込方法」などは、**「振込依頼書」**を受講決定通知と一緒に送付します。
※　納付済の受講料については、**返金できません**のでご注意ください。
※　領収証の発行はいたしません。金融機関からの「お振込控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
※　振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

７　令和３年度　指定研修事業者（現任研修）

・令和３年度の大阪府における指定研修事業者、募集期間及び研修期間は下記のとおりです。

事業者名	大阪市障害者福祉･スポーツ協会 （指定番号３）	大阪府社会福祉事業団 （指定番号1）
募集期間	令和3年4月１５日～令和3年4月２８日	令和３年9月上旬（予定）
研修期間	令和3年6月中旬～令和3年9月9日	令和3年１２月上旬～令和4年3月4日（予定）

８　受講決定における優先順位について

・受講決定は**先着順ではありません。**受講対象者であっても申し込みが多数となった場合には、以下のとおり優先順位をつけさせていただき、上位から順番に受講決定いたします。

受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、次の順番で優先順位をつけて選考します。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。

■現任研修の優先順位について
①　今年度に受講しなければ相談支援専門員の要件を欠いてしまう者。
②　相談支援従事者初任者研修又は障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者を対象とした相談支援従事者初任者研修の１日課程を修了した年度の翌年度を初年度として、以降の５年度ごとの末日までの残っている期間が少ない者。（あと１年⇒あと２年）

9　令和３年度　大阪府相談支援従事者現任研修　研修スケジュール

本研修では、研修日程外の時間で行っていただく「事前課題」ならびに「インターバル（課題実習）」があります。
下表に課題と注意事項等を記載していますので、内容をご確認ください。
事前課題ならびに実習課題が提出できること、インターバル期間中の実習が可能であることを前提にお申し込みください。

全　体　講　義

日　程	内　容	提出物
1日目 全体講義	《講義映像をWeb配信》 ※視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。 オリエンテーション、受講ガイダンス、障がい福祉の動向、地域を基盤としたソーシャルワークⅠ、地域を基盤としたソーシャルワークⅡ、地域を基盤としたソーシャルワークⅢ スーパービジョンの理解とグループスーパービジョンの進め方など	・全体講義レポート

演　習

日　程	内容と課題	提出物
演習初日までの準備	演習で使用する事例について、右記の事前課題を作成する	【提出物】 ①「事例報告書」　②「エコマップ」
2日目 （演習１日目）	・個別相談支援 ・事例報告と検討課題の意見交換 ・インターバル１に向けた課題整理及び説明	上記の課題（2点）及び全体講義レポートを演習開始時に提出できない場合は、受講不可となります。
インターバル1 （約1ヶ月間）	実事例の課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施します。 ※演習２日目はインターバル1の報告・意見交換を行います。	【提出物】 ①　「インターバル報告書①」
3日目 （演習２日目）	・インターバル１の協議内容報告と意見交換 ・チームアプローチ ・インターバル２の説明	上記の課題（１点）を演習開始時に提出できない場合は、受講不可となります。
インターバル2 （約1ヶ月間）	・地域自立支援協議会の体制や運営状況等を理解するため、協議会や部会等に参加します。 ・ご自身の業務地域の相談支援体制を理解するための調査を行います。 ※演習３日目はインターバル２の報告・意見交換を行います	【提出物】 ①　「インターバル報告書②」 ②　「地域アセスメントシート」
4日目 （演習３日目）	・インターバル２期間中の協議内容報告と意見交換 ・個別の支援から地域支援の展開、コミュニティワーク ・地域課題の分析、及び地域支援の展開 ・グループスーパービジョン等の継続研修の必要性と演習全体の振り返り・まとめ	上記の課題（２点）を演習開始時に提出できない場合は、受講不可となります。

１０　提出課題について

【課題提出の注意点】
全ての課題において、朝の受付時にご提出いただけない方（忘れた方および書式の不足、インターバル調査先の所属・担当者の記入がない、未記入等の不備も含む）につきましては、以降の演習は受講できずに演習修了と認められませんので、提出前に必ず内容をご確認の上、お間違いのないようご準備ください。
※各課題の所定の様式については、当研修センターのホームページに順次掲載いたします。

●事前課題

演習１日目にご自身の相談支援の振り返りを行いますので、**受講者ご自身の実事例**を基に事前課題を作成してください。
事前課題は研修２日目（演習１日目）の受付時に必ずご提出ください。事前課題のご提出がない方（白紙および忘れた方も含む）は、演習を受講できませんので演習修了とはなりません。

【事前課題】　（１）事例報告書　（２）エコマップ　の２点を作成してください。

【事前課題作成の留意点】
- 所定の様式以外の課題提出は受け付けをいたしません。
  必ず研修事務局のホームページから所定の様式をダウンロードして、課題を作成してください。
- 実事例の選定については、**１１．実事例（事前課題）の選定にかかる留意事項**をご確認ください。

●課題実習（インターバル）

① インターバルの課題も事前課題と同様に、**課題を提出できない方は以降の演習を受講できません**ので、**受講者ご自身の実事例**を元に課題を作成できるかご確認の上お申込みください。
インターバル期間中の課題を**３日目（演習２日目）、４日目（演習３日目）**の受付時に提出できない方（忘れた方や白紙の方も含む）につきましては、以降の演習を受講できず演習修了と認められませんので必ず課題を作成してご持参ください。
② インターバル受入先については後日、当研修センターHPに一覧表を掲載します。
ご自身が勤められている地域の受入先を確認した上、各自で実習日程を調整してください。
③ **受講者と実習協力者間のトラブルおよび実習の日程調整**について、**研修事務局は一切関与しません。**
上記の点をご了解の上、お申し込みください。

【インターバル受講のイメージ】

1日目	2日目	インターバル１（約１か月）	3日目	インターバル２（約１か月）	4日目
講義①	演習１日目（事前課題を提出）		演習２日目 インターバル１の報告		演習３日目 インターバル2の報告

★全体講義レポート
★事例報告書　★エコマップを提出

★インターバル報告書①を提出

★インターバル報告書②　★地域アセスメントシートを提出

【インターバル１】

２日目（演習１日目）から３日目（演習２日目）の間で取り組んでください。

課　題　○実事例の課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施します。

提出書類　★インターバル報告書①の1点。

【方法】

① 実事例(事前課題)の報告を通して整理・抽出された支援課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けます。

② 上記の意見・助言に基づき、支援を実施します。

※ 演習２日目ではインターバル1の報告・意見交換を行います。

【インターバル２】

３日目（演習２日目）から４日目（演習３日目）の間で取り組んでください

課　題　○地域自立支援協議会の体制や運営状況等を理解するため、協議会や部会等に参加します。
○ご自身の業務地域の相談支援体制を理解するための調査を行います。

提出書類　★インターバル報告書②　★地域アセスメントシートの２点。

※自立支援協議会に参加した場合は、「インターバル報告書②インターバル後」に、ご自身で参加した日・説明を受けた日、確認者・説明者を記入してください。

※インターバル受入先（調査先）で「地域アセスメントシート」の記入内容を確認してもらい、ご自身で対応者の所属・氏名を記入してください。

【方法】

○ 地域自立支援協議会に参加し、相談支援体制（基幹・委託・指定の役割や相談支援連絡会の開催状況、事例検討会の有無等）、自立支援協議会の体制を調査・整理します。

※ 演習３日目ではインターバル２の報告・意見交換を行います。

※ 実習にあたっては、事前にホームページ等で地域の状況について下調べをしたうえで、インターバル受入先（調査先）を訪問して内容を確認してください。

※ インターバル期間中に地域自立支援協議会や部会等に参加できない場合は、基幹相談支援センターなどで説明を受けてきてください。

１１　実事例（事前課題）の選定にかかる留意事項

● 実事例の選定方法（以下の全てに該当する利用者を選定すること）

① **受講者ご自身の実事例**で、実際に面談が可能な利用者であること。

② 守秘義務が守られる場所で面談可能な利用者であること。

③ ケアマネジメント技法を用いた支援に適する利用者であること。

（例）・地域生活（在宅生活）、入所・入院からの地域移行に関する支援の対象者であること。
・地域の複数の社会資源を活用している（したい）利用者であること。
・ひとつ以上の障がい福祉サービスを利用している（したい）利用者であること。

④ 自らの課題意識でアセスメントをしたい、あるいはアセスメントについて他者の意見を聞いてみたい利用者であること。

⑤ 事例提供について、承諾が得られる利用者であること。

（必ず、利用者の了解を得てください。受講者と実習協力者間のトラブルについて事務局は一切関与しません。）

※65歳以上の介護保険サービス利用者であっても、上記①～⑤を全て満たす場合は可とします。

> ※実際の支援の中では下記のような方も当然おられるはずですが、実習の獲得目標・研修意図から、以下に挙げる利用者は事例選定から避けて下さい。
> ・緊急性の高い事例、危機介入の必要な利用者。
> ・本研修の期間中に関係性の構築が困難な利用者。
> ・本研修の期間中に会うことが困難な利用者。
> ・現在のところ本人のゴールがない、本研修の期間中に定まりがたいと想定される利用者。
> ・ケースの特性上、個人が特定される可能性がある利用者

●その他

・提出事例の記載にあたっては、個人を特定できる情報や特徴的な情報は伏せるなど、個人情報保護についてご配慮願います。

・個人名や事業所名は特定できないように「Aさん」、「B就労継続支援B型事業所」等としてください。本名はもちろん、イニシャルや仮名は使用しないでください。

・提出にあたっては利用者本人等の同意を得てください。（誓約書の添付は不要）

１２　研修の修了及び修了証書の交付

- 研修当日、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の提示を求めることがあります。受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。**万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。**
- 修了証書の交付については、全体講義の視聴と３日間の演習を全て修了して頂く必要があります。

※　講義演習中に１０分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合や、Web 配信による講義レポートや事前課題などの提出が無い場合は、研修修了とみなしません。
その他、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の使用など）の場合は、修了証書を交付できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 修了証書の交付は、研修最終日に手渡しにより行う予定です。

※　お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

１３　新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力について

- 研修受講に際しては事前の体温チェック、マスク着用、手洗いなどの対策にご協力ください。
- マスク着用にご協力をいただけない方、発熱や咳・咽喉痛などの症状があるなど体調が悪い方は、研修参加をお断りする場合があります。

１４　留意事項

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の状況により、再度研修の延期や実施方法の変更、または中止となる可能性があります。また自然災害（台風など）及び事故などが発生した場合は同様の対応をする可能性がありますので、その旨をご理解・ご了承の上でお申し込みください。
- 変更情報は当研修センターHP（http://supokyo-kensyu.org/index.html）に掲載しますのでご確認ください。

１５　問い合わせ先

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
（研修事務局）大阪市障がい者相談支援研修センター
電　話：　06-6622-1205
受付時間：　土・日・祝日を除く、９：００～１７：００
ホームページ問い合わせフォーム（URL：http://www.supokyo-kensyu.org/offer）